

# 公立大学法人滋賀県立大学全学教育構想委員会規程

平成 19 年 10 月 2 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 115 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学全学教育構想委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 委員会は、滋賀県立大学（以下「本学」という。）において重点的に推進する教育に関する課題の検討および施策の企画・立案を行い、本学の教育の高度化および活性化を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育目標に関する事項
- (2) 教育内容および教育方法に関する事項
- (3) その他教育に関する重要事項

## (組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育を所掌する理事
  - (2) 理事長が指名する理事
  - (3) 各学部長の推薦に基づき理事長が任命する本学専任教員
- 2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

## (任期)

第 5 条 前条第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

## (委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、教育を所掌する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

付 則

1 この規程は、平成19年10月2日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員会設置後の最初の委員の任期は、平成21年3月31日とする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第4条関係)

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第4条、第5条、第6条関係)